

# ブラウブリッツ秋田 後援会（仮称） 会則（案）

## 第1条 名称

本会は、「ブラウブリッツ秋田後援会」（仮称）（以下、本会とする。）と称する。

## 第2条 事務所

本会の事務所を秋田市におく。（株式会社ブラウブリッツ秋田本社内におく）

## 第3条 目的

本会の目的は次の通りです。

- (1) ブラウブリッツ秋田の企業理念を理解し、発展を物心両面から多面的に支援する
- (2) ブラウブリッツ秋田を通じて会員相互の親睦を深めるとともに、ブラウブリッツ秋田を通じたまちづくりへ参画する。

## 第4条 事業

本会は第3条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) クラブの活動に対する物心両面にわたる支援事業全般
- (2) 地域社会への貢献と発展およびスポーツを通じた子どもたちの健全教育に関する事業。
- (3) クラブの活動に関する広報・宣伝活動および集客に関する事業
- (4) クラブと本会会員を結ぶ会員サービスに関わる事業
- (5) 会員相互の親睦と会員拡大をはかる事業
- (6) その他、目的達成のために必要な事業

## 第5条 会員

本会の会員は、第3条の目的に賛同する個人・個人事業者・団体及び法人とする。

## 第6条 会費

(1) 会費は年会費として次の通りとする。

サポーター会員（個人）

年会費 1万円

パートナー会員（法人・個人事業主）

年会費 ブロンズ会員3万円 シルバー会員5万円

ゴールド会員10万円 プラチナ会員20万円

(2) 脱会時の会費の返還は行わない。

## 第7条 会員資格

(1) 会員資格の有効期限は、毎年2月1日から1月末日までの1年間とする。

(2) 途中入会の場合も、会員資格は1月末日までとする。

## 第8条 入会および脱会

(1) 会員は所定の会費の納入によって入会することができる。

(2) 会員は時期または理由に関係なく、本人の意思によって脱会することができる。

(3) 会費を滞納した者、本会の名誉を汚した者、または本会の会員として相応しくないと認められた場合は、本会理事会の決議により除名される場合がある。

## 第9条 役員

(1) 後援会に次の役員を置く。

会長（代表理事）1名 副会長 若干名

専務理事 1名 理事若干名 監事 2名

(2) 会長 副会長 専務理事及び理事は、理事会を構成する。

## 第10条 特別職

(1) 本会に名誉会長、顧問、参与等の特別職を置くことができる。

(2) 前項の特別職は理事会の推薦により会長が委嘱する

(3) 特別職に就く者は後援会会員以外から登用できる。

## **第11条 役員および理事の選任**

- (1) 会長は理事会の決議により役員の中から選任する。
- (2) 副会長、専務理事は会長が選任する。
- (3) 理事および監事は総会において会員の中より選任する。

## **第12条 役員および理事の任務**

- (1) 会長は本会を代表する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (2) 理事は理事会を構成し会務を処理する。
- (3) 監事は事業及び会計を監査する。

## **第13条 役員および理事の任期**

- (1) 役員及び理事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠並びに増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任又は他の現任者の残任期間とする。

## **第14条 会議の種類**

本会の会議は、総会および理事会とし会長が招集する。

## **第15条 総会**

- (1) 総会は役員をもって構成し、毎年1回を原則とする。
- (2) 議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。
- (3) 総会は役員の過半数をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。但し、委任状を認める。

- (4) 総会は以下を決定する。

- 1 事業計画
- 2 予算・決算
- 3 規約の改定
- 4 役員を選任

## 5 その他の重要事項

### **第16条 理事会**

- (1) 理事会は、理事の過半数をもって成立し、出席理事の過半数の賛成をもって議決する。但し、委任状を認める。
- (2) 議長は会長または会長の指名を受けた者が務める。

### **第17条 専門部会の設置**

- (1) 本会に専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会の会員は、本会の会員でなければならない。
- (3) 専門部会の設置は、部会長1名を専任し理事会を経て承認される。
- (4) 部会長を本会理事として選出するものとする。

### **第18条 会計年度**

本会の会計年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月末日までとする。

### **第19条 経費**

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入によって賄う。

### **第20条 予算および決算**

本会の予算及び決算は役員会の議決により定め、決算は会計年度終了後2ヶ月以内に監事の監査を受け、総会にて議決するものとする。

### **第21条 事務局の設置**

- (1) 本会は、運営及び事業を円滑に遂行するために、事務局を秋田市（ブラウブリッツ秋田本社内）に設置する。
- (2) 事務局には、事務局長および必要な職員を置くことができる。
- (3) 事務局長及び職員は、会長が任命し、本会総会にて報告する。

- (4) 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

## **第22条 免責事項**

本会は、以下の理由において本会員に損害が発生しても一切責任を負わないものとする。

- (1) 本会役員会または理事会の承認を得ず行われた、事業及び行動によるもの。
- (2) 会員の個人的資質によるもの。

## **第23条 細則**

この会則に定める以外での必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定めるものとする。

## **第24 施行**

本会則は、平成29年 1月1日より実施する。